

インフルエンザ療養報告書の提出について（お願い）

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、インフルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れる、感染力が強い病気です。学校においては、学校保健安全法施行規則第19条で、出席停止期間が決められております。以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の観点から医療機関が発行する登校許可書の提出の協力を保護者様にお願いしていました。しかし、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行により医療のひっ迫を回避するために、医療機関が発行する登校許可書の提出を求めないこととしております。

インフルエンザと診断された場合は、以下のインフルエンザ出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにしていただきますようお願いいたします。その際、保護者の方が下記の「インフルエンザ療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出していただきますようお願いいたします。こちらは、学校のホームページにも掲載しています。

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」

※保護者の方が記入し、担任へご提出ください。

インフルエンザ療養報告書

年 組 生徒氏名

■発症日（発熱日）

令和 年 月 日

■受診日

令和 年 月 日

■診断名

インフルエンザ（ 型）

■受診医療機関名

■出席停止日数目安表

発症日からの日数	月日（曜日）	体温 ※1	解熱日に ○を記入 ※2
0日目 （発症日）	/ ()	℃	
1日目	/ ()	℃	
2日目	/ ()	℃	
3日目	/ ()	℃	
4日目	/ ()	℃	
5日目	/ ()	℃	
6日目	/ ()	℃	
7日目	/ ()	℃	
8日目	/ ()	℃	

※1 体温の記入は「発症日」と「解熱日」のみで可

※2 解熱日（○）の後、2日は出席停止

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過して、体調が回復しましたので、登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名